

意見募集する案の概要等

計画等の案の名称	島田市立地適正化計画（案）
趣旨	<p>島田市は今後、人口減少・少子高齢化は加速することが見込まれており、高齢者や子育て世代など、誰もが健康で快適な生活ができる環境の確保と、近年頻発激甚化する自然災害に対する安全安心な居住環境の形成、持続的な都市経営を推進するため、立地適正化計画を策定します。</p>
案のポイント	<p>今後の人口減少・少子高齢化、頻発激甚化する自然災害に対応したまちづくりを市民・事業者・行政が一体となって取り組むために平成 26 年に都市再生特別措置法が改正され、「立地適正化計画」が制度化されました。立地適正化計画はこれまでの都市計画による取り組みに加え、医療・福祉・商業・子育て支援施設などの生活利便施設（都市機能）を地域の拠点にまとまって立地するよう長い時間をかけながら緩やかな誘導を図り、公共交通と連携したまちづくりを推進する計画です。また、近年頻発激甚化する自然災害から市民の生命財産を守るため、安全安心なエリアを示すことにより、あわせて居住を誘導する計画です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「立地の適正化に関する都市づくりの方針」の設定 ・「居住誘導区域」の設定 ・「都市機能誘導区域」の設定 ・「誘導施設」の設定 ・本計画を実行するための「誘導施策」の設定
論点	<p>第 3 章「立地の適正化に関する基本的な方針」、第 4 章「居住誘導区域の設定」、第 5 章「都市機能誘導区域などの設定」に記載した項目や内容について市民の意見を聴取したい。</p> <p>【閲覧資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島田市立地適正化計画（案） ・島田市立地適正化計画（案）の概要版 ・住民向け説明会議録
経緯等	<p>平成 26 年 8 月 都市再生特別措置法が改正され、「立地適正化計画」が制度化 令和 2 年 3 月 島田市都市計画マスタープランの改定 令和元年 4 月 立地適正化計画の策定作業開始 令和 3 年 9 月 住民説明会(市内 4 地域で各 1 回開催)</p>
スケジュール (予定)	<p>11月 パブリック・コメントの実施 2月 都市計画審議会開催 3月 立地適正化計画の策定 4月 公表</p>
関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法 ・都市再生特別措置法